

第4章

第三期子ども・ 子育て支援事業計画

【 1 】 第三期子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度より子ども・子育て支援法により義務づけられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容及びその実施時期」等を示した計画です。

現行の「子ども・子育て支援事業計画(第二期)」が令和6年度で計画期間を終えるため、新たな計画を策定する必要があります。豊島区では、令和5年11月に実施した子育て世帯に対するニーズ調査結果を踏まえ、「豊島区子ども・子育て会議」において議論を行い、第三期の計画を策定しました。

第三期の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)です。計画の策定に当たっては、令和5年11月に子育て世帯に対するアンケート調査を実施しました。その結果をもとに、5年の計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、区の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めています。

すべての子育て家庭に対して、身近な地域で、質の高い教育・保育、子育て支援サービスを提供できるよう、①乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質の向上、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、各事業の見込み量や確保方策を定めることで、子ども自身の成長を等しく保障するとともに、保護者への支援を推進します。



【 2 】 教育・保育施設の状況

1

教育・保育施設の状況

区内には、令和6年4月現在、区立・私立合わせて18園の幼稚園があります。保育施設は、区立・私立合わせて93園の認可保育所のほか、区の認可事業である小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業があります。また、認可外保育施設として、認証保育所や臨時保育所があります。

認定こども園は、私立の幼稚園型が1園となっています。

【幼稚園】

(令和6年4月現在)

施設区分	施設数	定員
私立幼稚園	15	1,824
区立幼稚園	3	180
計	18	2,004

【認定こども園】

施設区分	施設数	定員	
		教育利用	保育利用
幼稚園型	1	60	10

【認可保育所】

施設区分	施設数	定員
公設公営	16	1,652
公設民営	2	215
私立	75	4,843
計	93	6,710

【地域型保育事業】

施設区分	施設数	定員
小規模保育事業	16	204
家庭的保育事業	2	10
居宅訪問型保育事業	4	— *事業者数
計	22	214

【認可外保育事業】

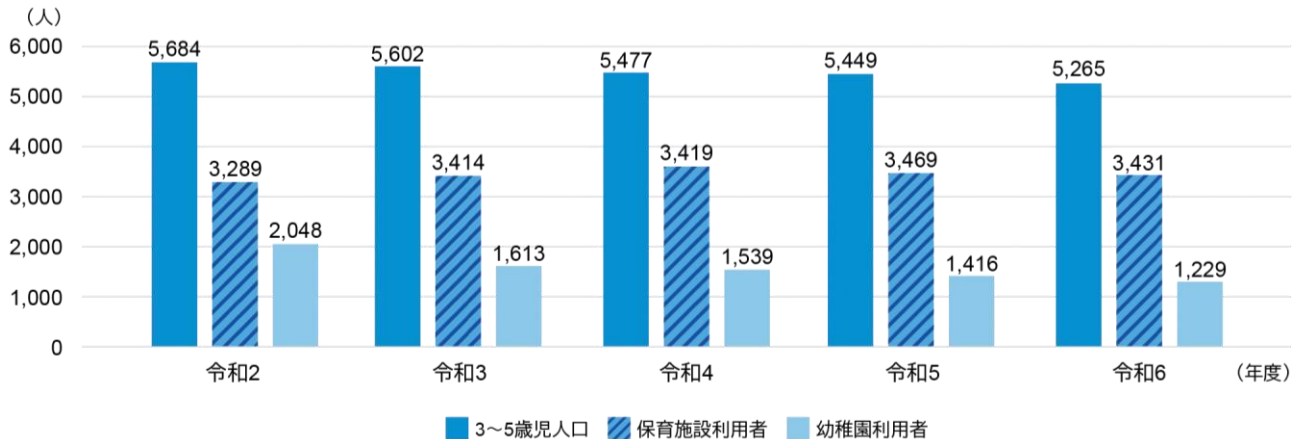
施設区分	施設数	定員
認証保育所	5	141
臨時保育所	1	21
計	6	162

2

幼稚園及び保育園の利用状況の推移

過去5年間の区内在住の未就学児童(0～5歳児)の人口は、全年齢で減少傾向にあります。また、幼稚園利用者は減少傾向にあり、保育施設利用者については、人数は横ばいです。

3～5歳児の幼稚園・保育施設利用者の推移



*人口は各年4月1日住民基本台帳による。

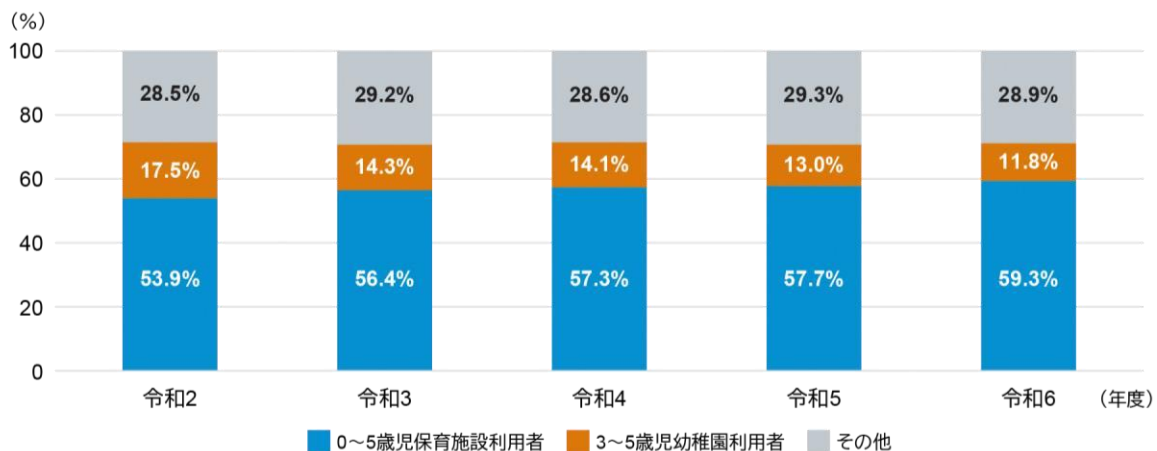
保育施設利用者は各年4月1日、認定こども園2号認定を含む、区外施設利用者を含む。

幼稚園利用者は各年5月1日、認定こども園1号認定を含む、区外施設利用者を含む。

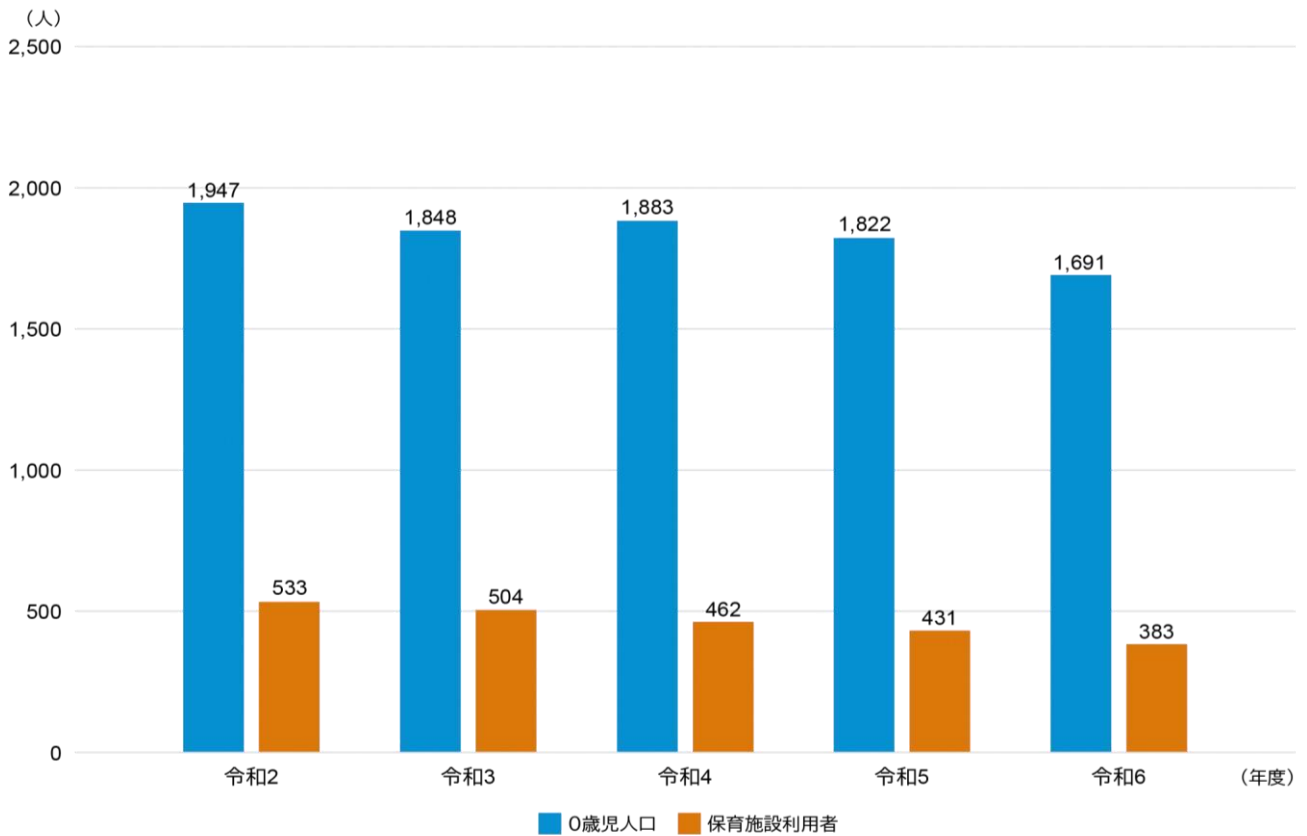
幼稚園・保育園の利用割合推移は以下の通りです。令和2年度と令和6年度を比較すると、幼稚園利用者の割合が5.7ポイント減少、保育施設利用者の割合が5.4ポイント増加しています。保育施設利用者の割合は、0歳児は減少傾向にありますが、ほかの年齢では増加傾向にあります。

待機児童は、令和2年度以降、継続して0人を達成しています。

幼稚園・保育園の利用割合の推移



0歳児の保育施設利用者(3号認定)の推移

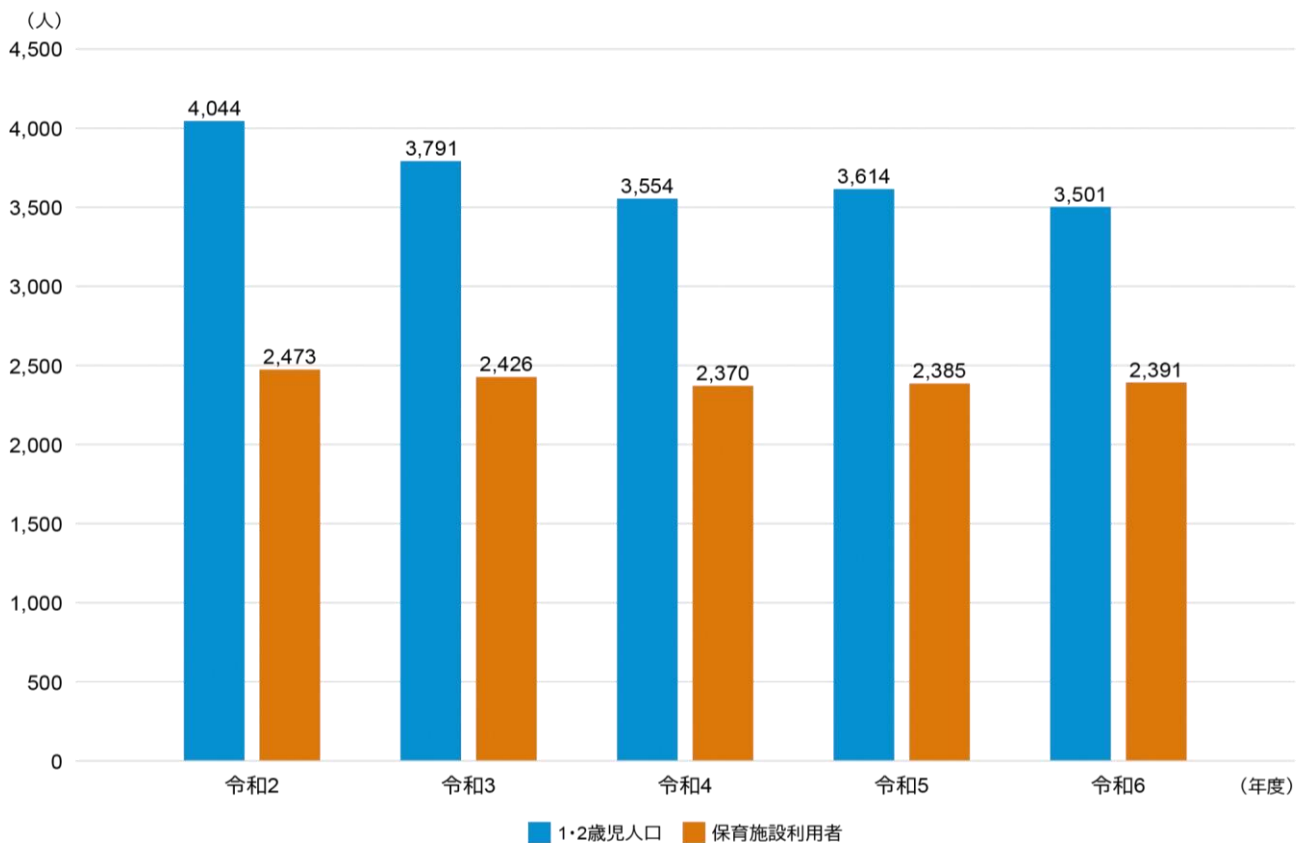


計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

1・2歳児の保育施設利用者(3号認定)の推移



第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

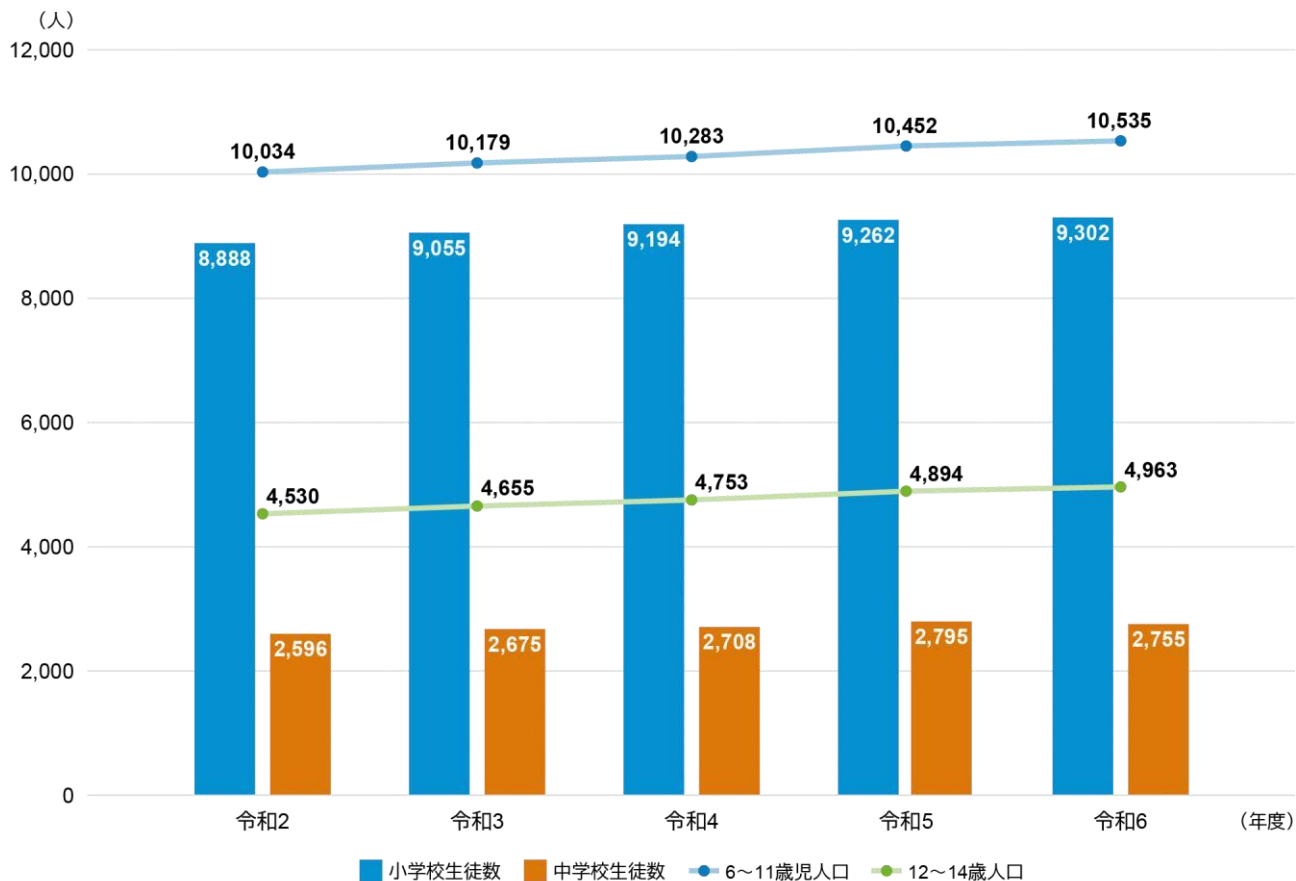
* 各年4月1日(人口は住民基本台帳による、)認定こども園2号を含む、区外施設利用者を含む。

3

区立小中学校の児童・生徒数の推移

区における6歳から11歳人口は増加傾向にあり、小学校児童数も増加しています。12～14歳人口も増加傾向ですが、区立中学校の生徒数は、令和2年度から6年度にかけて概ね横ばいで推移しています

6～14歳人口及び区立小学校児童数・中学校生徒数の推移



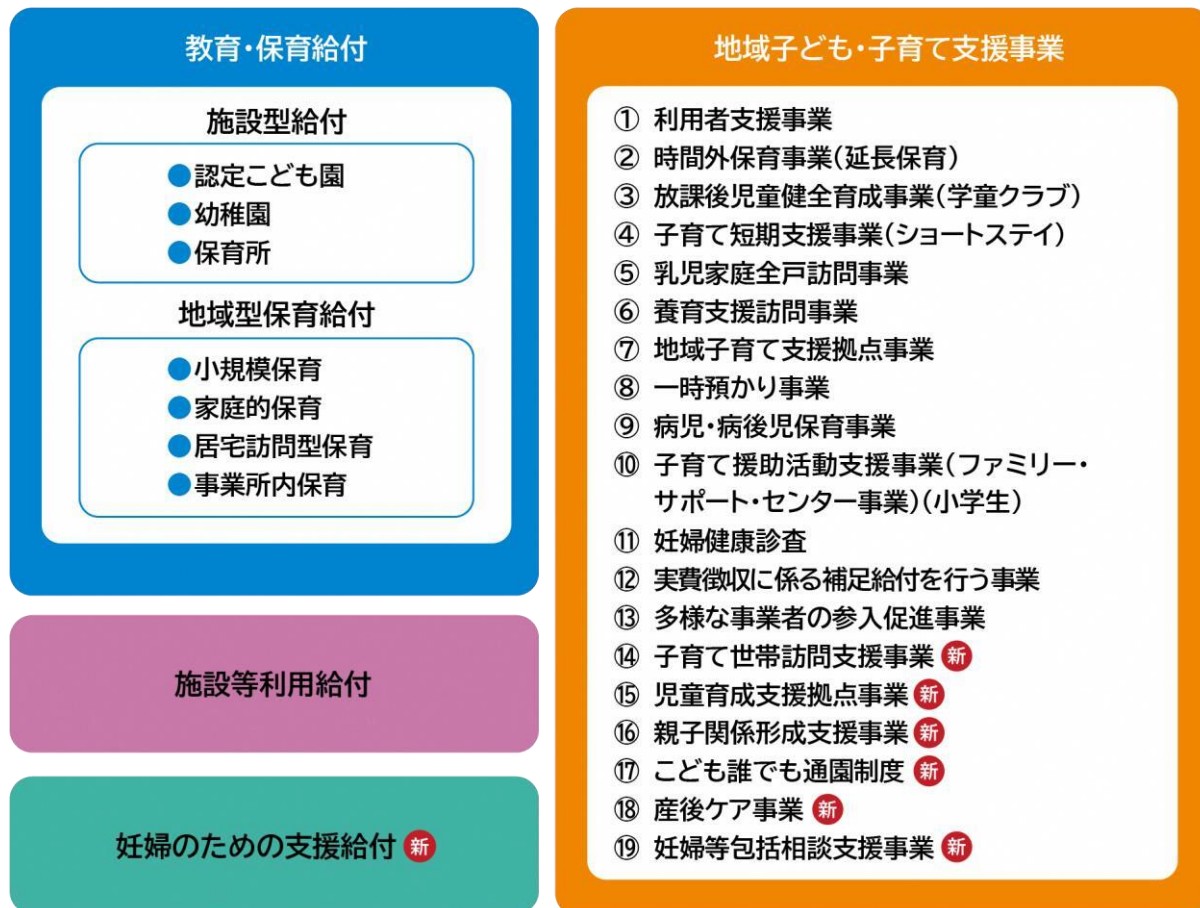
*人口は各年4月1日住民基本台帳による、児童・生徒数は各年5月1日

【 3 】 子ども・子育て支援事業計画の体系

1

子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業

計画事業は、大きく以下の4つに分かれます。



◇教育・保育給付

● 施設型給付

都道府県が認可する教育・保育施設(認定こども園、新制度移行幼稚園、保育所)が対象となり、以下の給付が基本になります。

- ・満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- ・満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

● 地域型保育給付

区が認可する地域型保育事業への給付、主に満3歳未満の乳児・幼児が対象です。

- ・小規模保育:小規模な環境(定員6人~19人)で保育を実施する事業
- ・家庭的保育:家庭的な雰囲気のもと、少人数(定員5人以下)で保育を実施する事業
- ・居宅訪問型保育:保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育を実施する事業
- ・事業所内保育:事業所内の施設などで、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を実施する事業

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

● 保育の必要性の認定区分

教育・保育給付については、保護者の申請を受けた市区町村が子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

区分			利用施設
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	認定こども園、保育所、(幼稚園＊)
3号認定	0～2歳		認定こども園、保育所、地域型保育事業

＊預かり保育等と併せて利用

◇ 施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い創設された給付制度です。下記の対象施設等を利用した場合に、かかった利用料について一定の給付があります。幼稚園等の預かり保育料並びに認可外保育施設等の利用料の給付を受けるためには、保育の必要性の認定(施設等利用給付認定第2号・第3号)が必要です。

● 給付の対象

幼稚園(新制度未移行園)の保育料、幼稚園等(新制度移行園及び未移行園)の預かり保育料、認可外保育施設等(一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)の利用料

※対象施設は、区市町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設等です。

◇ 妊婦のための支援給付

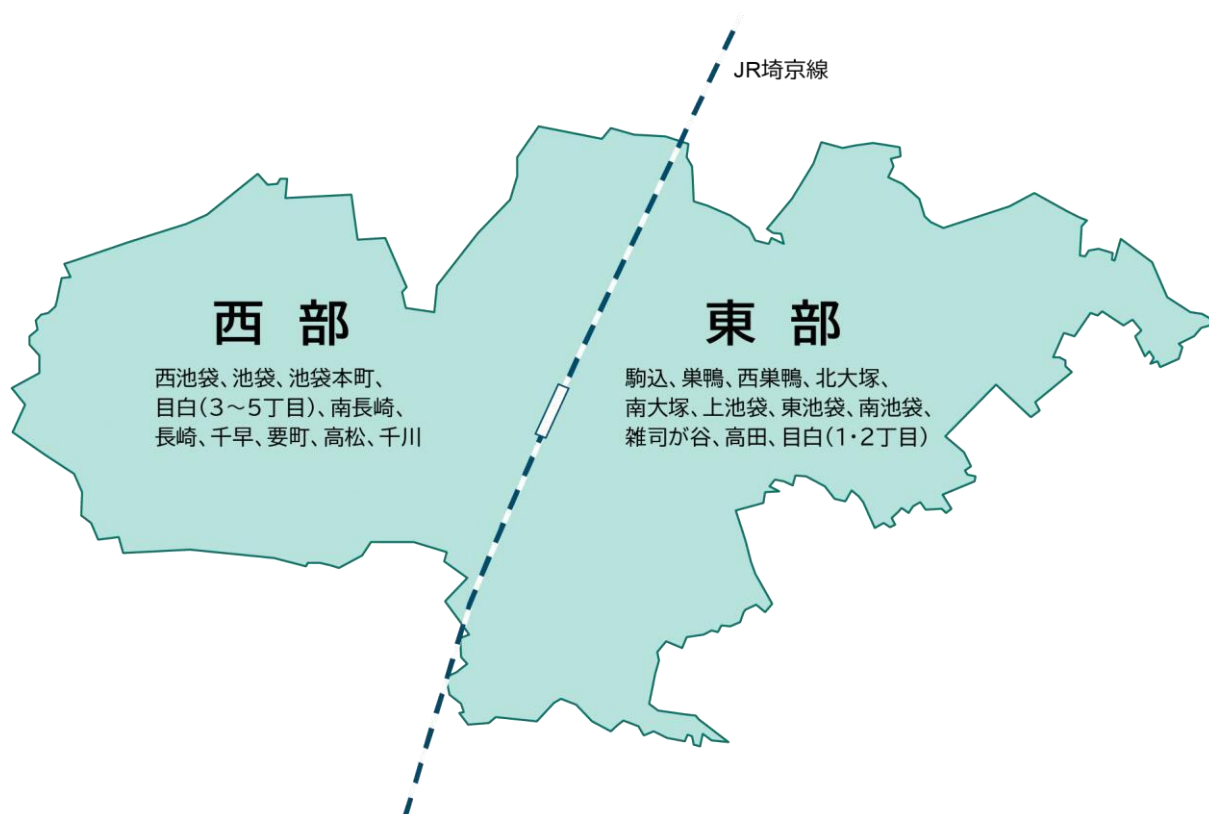
妊娠届出をした妊婦に5万円を支給し、出産後に子ども1人につき5万円を支給します。⑨妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせることで、総合的な支援を行います。

◇ 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性にかかわらず、ご家庭で子育てしている保護者も利用できます。

【 4 】 教育・保育の提供区域の設定

- 「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとしています。提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、その他の条件を総合的に勘案することとされています。
- 豊島区においては、児童人口の推計や区内の施設整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、こども誰でも通園制度についてはJR埼京線により東西に二分される区域を、その他の地域子ども・子育て支援事業については区全域を一つの提供区域として設定することとします。
- この提供区域により、各施設や事業等の利用を制限するものではありません。

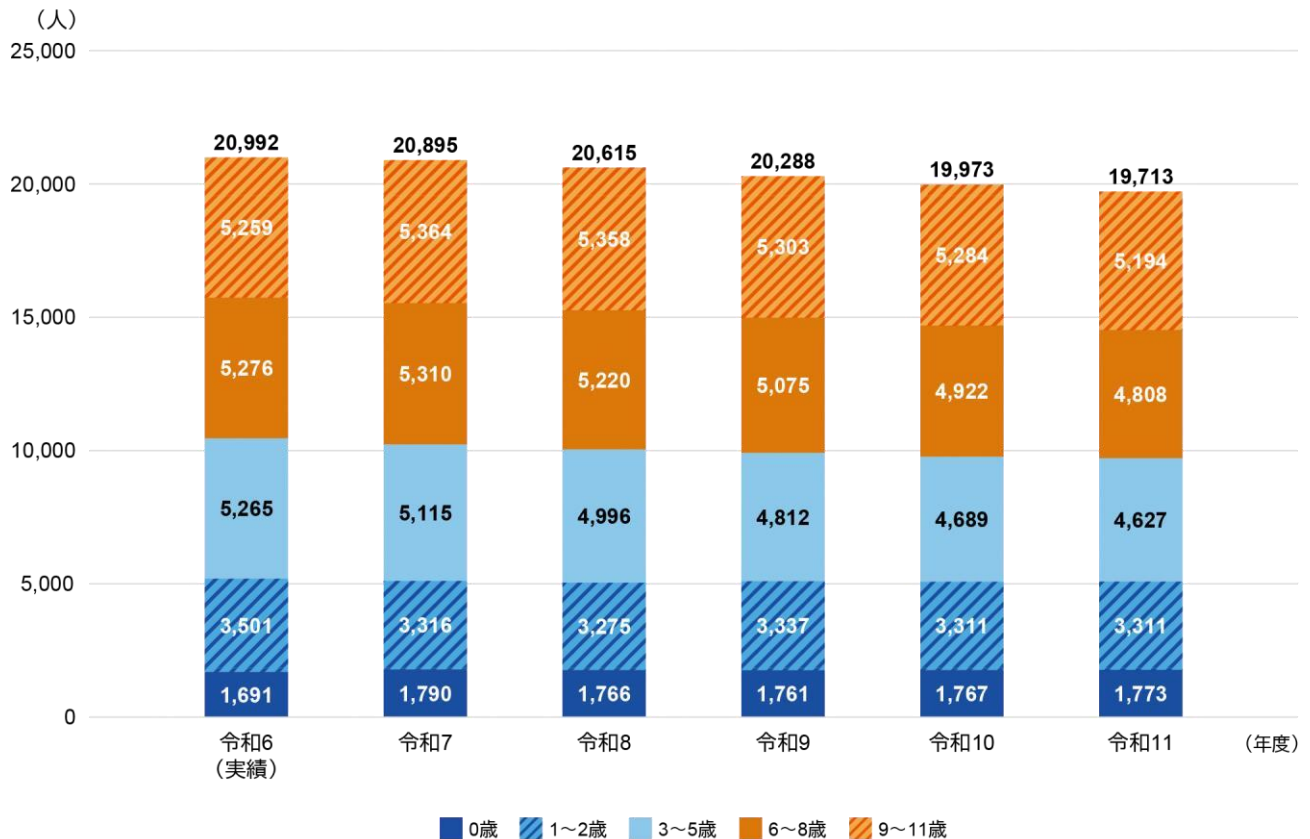


〔 5 〕 児童人口の推移見込み

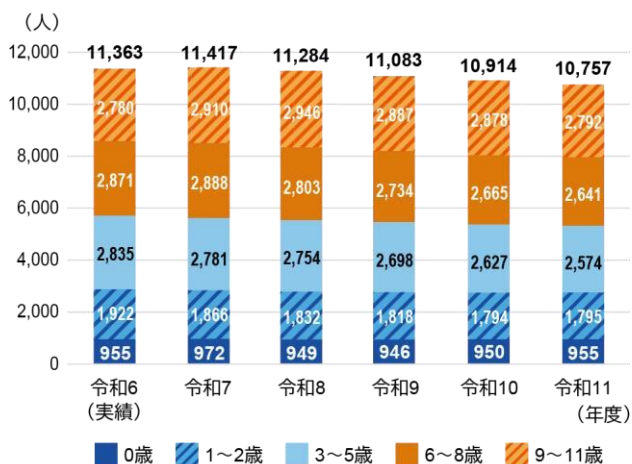
● 児童人口の推移見込み計算方法

令和6年4月1日の住民基本台帳(外国人を除く)を基準として、コーホート要因法により推計しました。

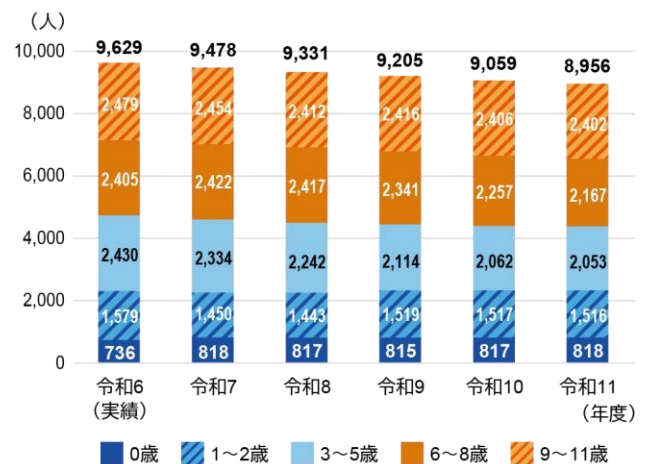
外国人については、日本人の推計がされたのち、外国人比率(東部・西部・男女別年齢別)により推計しました。



東部地域



西部地域



【 6 】 量の見込みと提供体制の確保方策

1

教育・保育

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分(1～3号)ごとに定めます。

● 量の見込みの算出方法

量の見込みの算出に当たっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、子育て支援ニーズ調査結果及び児童人口の推移見込みから算出しました。なお、0歳児の見込みについては、利用実績等を踏まえ補正を行いました。

● 計画期間の確保方策

幼稚園、認定こども園については、地域ごとの偏在や需給の不均衡が発生した場合など状況に応じて解決策を検討します。

保育所については、区全体では必要な保育定員を確保できていることから、当面の間は新しい認可保育所の整備は行わない方針とします。区立保育園では、地域の保育需要に対応した定員調整を実施するとともに、私立保育園や地域型保育事業所と連携して、必要な保育定員の確保や定員の適正化に取り組みます。

また、地域の保育需要に大きく影響する大規模マンションの竣工やまちづくりの進展等にあわせた対策として、既存施設において保育定員の確保に取り組むとともに、新しい認可保育所を整備するなど局地的な保育需要の増加に対応します。



① 満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用(1号認定)

(2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む。)

(単位:人)

区全域		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
①需要量の見込み		1,574	308	1,325	292	1,294	285	1,247	274	1,214	268	1,199	264
②確保方策	特定教育・保育施設	390		510		510		510		510		510	
	確認を受けない幼稚園*	1,218		1,098		1,098		1,098		1,098		1,098	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	453	-	453	-	453	-	453	-	453	-	453
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	329		329		329		329		329		329	
	計	1,937		1,937		1,937		1,937		1,937		1,937	
過不足②-①		55		320		358		416		455		474	

● 提供区域別

東部地域		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
①需要量の見込み		819	161	720	159	713	157	699	154	680	150	667	147
②確保方策	特定教育・保育施設	60		60		60		60		60		60	
	確認を受けない幼稚園*	649		649		649		649		649		649	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	249	-	249	-	249	-	249	-	249	-	249
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	187		187		187		187		187		187	
	計	896		896		896		896		896		896	
過不足②-①		-84		17		26		43		66		82	

西部地域		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
①需要量の見込み		755	147	605	133	581	128	548	120	534	118	532	117
②確保方策	特定教育・保育施設	330		450		450		450		450		450	
	確認を受けない幼稚園*	569		449		449		449		449		449	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	204	-	204	-	204	-	204	-	204	-	204
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	142		142		142		142		142		142	
	計	1,041		1,041		1,041		1,041		1,041		1,041	
過不足②-①		138		303		332		373		389		392	

* 確認を受けない幼稚園…新制度に移行していない幼稚園

2 満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用(2号認定)

(単位:人)

区全域	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	3,433	3,706	3,619	3,488	3,397	3,352
②確保方策	特定教育・保育施設	3,717	3,735	3,735	3,807	3,807
	企業主導型保育施設	26	26	26	26	26
	認可外保育施設	44	39	39	39	39
	計	3,787	3,800	3,800	3,872	3,872
過不足②-①	354	94	181	384	475	520
③整備計画		認可保育所 定員変更 東部1施設 (18人)		認可保育所 新設 東部2施設 (72人)		

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

● 提供区域別

東部地域	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1,787	2,014	1,995	1,995	1,904	1,865
②確保方策	特定教育・保育施設	2,014	2,032	2,104	2,104	2,104
	企業主導型保育施設	11	11	11	11	11
	認可外保育施設	4	4	4	4	4
	計	2,029	2,047	2,119	2,119	2,119
過不足②-①	242	33	52	164	215	254

西部地域	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1,646	1,692	1,624	1,533	1,493	1,487
②確保方策	特定教育・保育施設	1,703	1,703	1,703	1,703	1,703
	企業主導型保育施設	15	15	15	15	15
	認可外保育施設	40	35	35	35	35
	計	1,758	1,753	1,753	1,753	1,753
過不足②-①	112	61	129	220	260	266

3 満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育を利用(3号認定)

(単位:人)

区全域	令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
①需要量の見込み	2,432	387	2,361	462	2,351	456	2,388	454	2,371	456	2,371	457
②確保方策	特定教育・保育施設	2,372	631	2,362	631	2,338	625	2,386	625	2,386	625	625
	地域型保育事業	173	41	173	41	173	41	173	41	173	41	41
	企業主導型保育施設	119	40	119	40	119	40	119	40	119	40	40
	認可外保育施設	96	43	76	26	76	26	76	26	76	26	26
	計	2,760	755	2,730	738	2,706	732	2,754	732	2,754	732	732
過不足②－①	328	368	369	276	355	276	366	278	383	276	383	275
③整備計画			認可保育所 定員変更 東部1施設 (10人)				認可保育所 新設 東部2施設 (48人)					

● 提供区域別

東部地域	令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
①需要量の見込み	1,326	228	1,331	251	1,311	245	1,300	244	1,285	245	1,285	246
②確保方策	特定教育・保育施設	1,268	331	1,278	331	1,254	325	1,302	325	1,302	325	325
	地域型保育事業	91	22	91	22	91	22	91	22	91	22	22
	企業主導型保育施設	59	19	59	19	59	19	59	19	59	19	19
	認可外保育施設	50	17	48	17	48	17	48	17	48	17	17
	計	1,468	389	1,476	389	1,452	383	1,500	383	1,500	383	383
過不足②－①	142	161	145	138	141	138	200	139	215	138	215	137

西部地域	令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
①需要量の見込み	1,106	159	1,030	211	1,040	211	1,088	210	1,086	211	1,086	211
②確保方策	特定教育・保育施設	1,104	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300	300
	地域型保育事業	82	19	82	19	82	19	82	19	82	19	19
	企業主導型保育施設	60	21	60	21	60	21	60	21	60	21	21
	認可外保育施設	46	26	28	9	28	9	28	9	28	9	9
	計	1,292	366	1,254	349	1,254	349	1,254	349	1,254	349	349
過不足②－①	186	207	224	138	214	138	166	139	168	138	168	138

◇ 3号認定の保育利用率

(単位:人)

区全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	3,468	3,438	3,486	3,486	3,486
0-2歳推計人口	5,106	5,041	5,098	5,078	5,084
保育利用率	67.9%	68.2%	68.4%	68.6%	68.6%

● 提供区域別

東部地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	1,865	1,835	1,883	1,883	1,883
0-2歳推計人口	2,838	2,781	2,764	2,744	2,750
保育利用率	65.7%	66.0%	68.1%	68.6%	68.5%

西部地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603
0-2歳推計人口	2,268	2,260	2,334	2,334	2,334
保育利用率	70.7%	70.9%	68.7%	68.7%	68.7%

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

2

地域子ども・子育て支援事業

量の見込みと確保方策

量の見込みの算出に当たっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、子育て支援ニーズ調査結果及び児童人口の推移見込みから算出しました。なお、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業については、利用率等を踏まえ補正を行いました。

利用者支援事業、時間外保育事業、放課後対策事業、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、病児病後児保育事業、妊婦健康診査については、ニーズ調査によらず国の指針を踏まえて算出しました。

① 利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

● 特定型

保育課窓口で保育等に関する情報提供及び総合支援を実施

● こども家庭センター型

東西子ども家庭支援センター、健康推進課、長崎健康相談所、子育てインフォメーションで、必要に応じてサポートプランを作成、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を実施

量の見込みと確保方策

施設それぞれが特徴を生かした相談支援を実施するとともに、相互に連携し、関係機関との連絡調整を図っています。令和6年度より「こども家庭センター型」体制を構築したことで、個々のニーズに応じた情報提供及び相談支援を実施しています。

(単位:か所)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		4	6	6	6	6	6
②確保 方策	基本型	1	0	0	0	0	0
	特定型	1	1	1	1	1	1
	母子保健型	2	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	0	5	5	5	5	5
	計	4	6	6	6	6	6

2 時間外保育事業(延長保育)

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間について、保育所等において引き続き保育を実施します。

認可保育園全園、地域型保育事業18園中14園で実施しています。月極利用の他に1日単位(スポット)での利用も可能です。

量の見込みと確保方策

就労環境の多様化などにより需要量は横ばいでありながら依然として一定のニーズがあります。すべての認可保育所において延長保育を実施しており、必要とされる方がご利用の地域・施設で利用できるよう、引き続き、十分な受入れ枠を確保してまいります。

(単位:人)

全区域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	416	407	407	407	407	407
②確保方策	1,772	1,752	1,742	1,782	1,782	1,782
過不足②-①	1,356	1,345	1,335	1,375	1,375	1,375

● 提供区域別

東部地域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	207	202	202	202	202	202
②確保方策	909	903	893	933	933	933
過不足②-①	702	701	691	731	731	731

西部地域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	209	205	205	205	205	205
②確保方策	863	849	849	849	849	849
過不足②-①	654	644	644	644	644	644

3-1 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に小学校施設の一部等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

小学校施設等を活用して、全児童を対象とする育成事業「子どもスキップ」と一体的に、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)を22か所(全小学校)で実施しています。

量の見込みと確保方策

共働き家庭等の増加に伴い、利用希望者の増加傾向が続いています。引き続き、児童の生活の場としての機能が十分に確保できるよう一人当たり概ね1.65㎡以上の面積を確保しつつ、子どもスキップや放課後子ども教室と連携し、児童の発達や成長に応じた利用ができるよう、安全かつ楽しい居場所づくりを推進していきます。

(単位:人)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1年生	916	985	959	934	974	912
	2年生	934	852	939	903	880	916
	3年生	777	735	732	799	768	748
	4年生	225	153	150	147	162	155
	5年生	60	39	40	38	38	41
	6年生	9	14	14	14	14	14
	計	2,921	2,778	2,834	2,835	2,836	2,786
②確保方策		2,921	3,409	3,409	3,409	3,409	3,409
過不足②－①		0	631	575	574	573	623

● 提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1年生	549	558	547	535	566	515
	2年生	494	459	517	497	486	514
	3年生	419	415	395	437	419	410
	4年生	132	90	93	87	97	93
	5年生	32	20	21	21	20	22
	6年生	6	7	7	7	8	7
	計	1,632	1,549	1,580	1,584	1,596	1,561
②確保方策		1,632	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876
過不足②－①		0	327	296	292	280	315

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1年生	367	427	412	399	408	397
	2年生	440	393	422	406	394	402
	3年生	358	320	337	362	349	338
	4年生	93	63	57	60	65	62
	5年生	28	19	19	17	18	19
	6年生	3	7	7	7	6	7
	計	1,289	1,229	1,254	1,251	1,240	1,225
②確保方策		1,289	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533
過不足②－①		0	304	279	282	293	308

3-2 子どもスキップ事業、放課後子ども教室

事業概要

すべての児童の放課後の居場所を確保するために、小学校の教室や校庭、体育館等を活用した小学生のための放課後対策として、子どもスキップ事業を実施しています。子どもスキップは、学童クラブ事業と一般利用事業を一体的に実施しており、放課後の子どもたちの安全安心な遊び場を提供しています。

また、子どもスキップが設置されている小学校に放課後子ども教室を設け、地域のコーディネーターと区の社会教育指導員が連携し、地域住民の参加と協力を得ながら、子ども達に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

量の見込みと確保方策

子どもスキップの一般利用は、子どもスキップや放課後子ども教室と連携し、児童の発達や成長に応じた利用ができるよう、安全かつ楽しい居場所づくりを推進していきます。計画期間における需要見込みについては、過去の利用実績の推移や児童数の推移を踏まえて算出しました。

放課後子ども教室は、子どもスキップ利用届出をしている児童は、どなたでも参加できます。児童の放課後時間の充実に向け、必要に応じて教室の内容を見直すとともに、実施回数を増やしていきます。

● 子どもスキップ事業

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み(人)	131,244	161,930	164,562	164,302	164,925	164,492
②確保方策(箇所)	22	22	22	22	22	22

● 放課後子ども教室事業

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み(人日)	16,323	21,580	23,660	25,740	27,820	30,000
②確保方策(箇所)	22	22	22	22	22	22

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育を行います。

区では、児童養護施設や区内協力家庭において養育をしています。平成30年度から、要支援家庭対象のショートステイ事業を開始し、対象年齢も生後43日以上高校生までに拡大しました。

量の見込みと確保方策

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。

確保方策は、1日当たりの利用定員計10名×365日で3,650人日としています。引き続き、必要な方が安心して利用できるように、事業の周知と利便性の向上を図ってまいります。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	587	647	680	714	749	787
②確保方策	4,015	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
過不足②－①	3,428	3,003	2,970	2,936	2,901	2,863

5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、母子の健康の保持増進を支援するとともに、子育てに関する情報提供を実施し、健全な育児環境の確保と家庭の孤立防止を図ります。

量の見込みと確保方策

乳幼児全戸訪問の実績をもとに、需要量を見込んでいます。訪問指導員の人員と質を維持し、要支援家庭の早期発見を図るとともに、必要な支援に繋がっていきます。

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1,847	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
② 方確 策保	委託助産師	18	18	18	18	18
	地区担当保健師	17	17	17	17	17

6 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

● 子育て訪問相談事業

就学前のお子さんを持つ家庭に子育て相談員が訪問し、相談に応じます。

● 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、豊島区要保護児童対策地域協議会を設置しています。子ども家庭支援センターに児童虐待対策コーディネーターを配置し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を実施しています。

量の見込みと確保方策

● 子育て訪問相談事業

子育て訪問相談事業の利用者は増加傾向にあり、令和元年度から5年度の訪問件数を比較すると約1.5倍増加しています。今後の実績によって体制強化の必要があるか注視していきます。

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	4,091	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
②確保方策	実施体制：10人(東部6人、西部4人) 実施機関：子ども家庭支援センター					

● 育児支援ヘルパー事業

民間事業者へ委託し、事業を実施しています。ここ数年は一般枠と要支援家庭枠とがそれぞれ増減を繰り返している状況です。児童相談所からの地域での見守りの要素も踏まえ、今後の増加によって、体制強化を図っていきます。

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	3,536	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
②確保方策	実施機関：子ども家庭支援センター 委託団体等：民間事業者7社					

● 子どもを守る地域ネットワーク事業

児童虐待に対する地域や関係機関の危機感の高まりにより、相談・通告件数が増加傾向にあります。引き続き、子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の中核機関として、要保護児童等に対する支援のためのネットワークの運営にあたり、適切な支援に繋げていきます。

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施体制	代表者会議...年2回 実務者会議...年2回 三機関連携会議...年12回 ネットワーク会議...年12回 個別ケース会議...随時 職員向け虐待防止勉強会(スキップ、保育園、区民ひろば、ファミリーサポート援助会員向け出張講座、民児協など)...43か所 児童相談所OBによる研修...年15回 (令和5年度実績)					

7 地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

子育て支援センター、区民ひろば(子育てひろば)、認可保育所等で、親子で遊べる場、育児仲間を作る場を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する講座なども実施しています。

量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果を踏まえ、需要量の見込みを算出しています。乳幼児親子が利用しやすい身近な場所で展開することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安を解消し、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

(単位:①人日※年間延べ利用者数 ②か所数)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	184,978	188,265	190,159	192,074	194,010	195,967
②確保方策	42	42	42	42	42	42
内訳	子ども家庭支援センター	2	2	2	2	2
	区民ひろば(子育てひろば)	22	22	22	22	22
	区立保育園	16	16	16	16	16
	私立保育所	1	1	1	1	1
	児童館	1	1	1	1	1

● 提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		95,075	96,792	97,753	98,723	99,703	100,692
②確保方策		20	20	20	20	20	20
内訳	子ども家庭支援センター	1	1	1	1	1	1
	区民ひろば(子育てひろば)	12	12	12	12	12	12
	区立保育園	7	7	7	7	7	7
	私立保育所	0	0	0	0	0	0
	児童館	0	0	0	0	0	0

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		89,903	91,473	92,407	93,351	94,307	95,275
②確保方策		22	22	22	22	22	22
内訳	子ども家庭支援センター	1	1	1	1	1	1
	区民ひろば(子育てひろば)	10	10	10	10	10	10
	区立保育園	9	9	9	9	9	9
	私立保育所	1	1	1	1	1	1
	児童館	1	1	1	1	1	1

8 一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、子ども家庭支援センター、その他の場所において一時的な預かりを行います。

A 幼稚園型

区内の幼稚園において、在籍児を対象に通常の教育時間後に幼稚園内で一時的に預かり保育を実施します。また、一部の幼稚園では、夏休みなどの長期休業中の預かり保育も実施しています。

量の見込みと確保方策

区立・私立ともに利用希望者をすべて受け入れており、需要量に応じた受け入れ枠を確保しています。今後も必要とされる方が安心して事業を利用できるよう、十分な受け入れ枠を確保してまいります。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量 の見込み	1号認定	42,228	42,228	42,228	42,228	42,228	42,228
	2号認定	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420
② 確保 方策	区立幼稚園	16,290	17,430	17,205	17,610	17,340	17,550
	私立幼稚園	101,700	101,700	101,700	101,700	101,700	101,700
	計	117,990	119,130	118,905	119,310	119,040	119,250
過不足②ー①		115,570	74,482	74,257	74,662	74,392	74,602

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

● 提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量 の見込み	1号認定	19,124	19,124	19,124	19,124	19,124	19,124
	2号認定	242	242	242	242	242	242
② 確保方 策	区立幼稚園	5,480	5,810	5,735	5,870	5,780	5,850
	私立幼稚園	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000
	計	66,480	66,810	66,735	66,870	66,780	66,850
過不足②－①		47,114	47,444	47,369	47,504	47,414	47,484

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量 の見込み	1号認定	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104
	2号認定	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178
② 確保方 策	区立幼稚園	10,810	11,620	11,470	11,740	11,560	11,700
	私立幼稚園	40,700	40,700	40,700	40,700	40,700	40,700
	計	51,510	52,320	52,170	52,440	52,260	52,400
過不足②－①		26,228	27,038	26,888	27,158	26,978	27,118

B 一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

家庭で育児をしているかたが、通院、PTA、仕事、リフレッシュなどで子どもを預けたい時に、保育所や子ども家庭支援センターで一時保育を実施しています。また、ファミリー・サポート・センター事業も実施しています。

量の見込みと確保方策

近年の就労環境の多様化など、ライフスタイルの変化により需要量は増加しています。確保方策は、各施設の延べ定員数、ファミリー・サポート・センター事業は、援助会員数の実績を元に算出しています。家庭で育児をされている方が安心して子育てができるよう、引き続き、環境整備を図ってまいります。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量 の見込み	保育園	4,013	5,017	5,519	6,021	6,523	7,025
	子ども家庭支援センター	4,541	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
	ファミリー・サポート・センター	4,831	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	計	13,385	14,417	14,919	15,421	15,923	16,425
② 確保方 策	保育園	11,907	12,636	12,636	12,636	12,636	12,636
	子ども家庭支援センター	6,804	6,804	6,804	6,804	6,804	6,804
	ファミリー・サポート・センター	9,820	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
	計	28,531	24,340	24,340	24,340	24,340	24,340
過不足②－①		15,146	9,923	9,421	8,919	8,417	7,915

● 提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量の 見込み	保育園	2,182	2,702	2,962	3,222	3,482	3,742
	子ども家庭支援センター	2,597	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	ファミリー・サポート・センター	3,103	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	計	7,882	8,302	8,562	8,822	9,082	9,342
② 確保方策	保育園	7,533	8,262	8,262	8,262	8,262	8,262
	子ども家庭支援センター	3,645	3,645	3,645	3,645	3,645	3,645
	ファミリー・サポート・センター	5,922	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	計	17,100	14,907	14,907	14,907	14,907	14,907
過不足②ー①		9,218	6,605	6,345	6,085	5,825	5,565

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量の 見込み	保育園	1,831	2,315	2,557	2,799	3,041	3,283
	子ども家庭支援センター	1,944	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	ファミリー・サポート・センター	1,728	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	計	5,503	6,115	6,357	6,599	6,841	7,083
② 確保方策	保育園	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374
	子ども家庭支援センター	3,159	3,159	3,159	3,159	3,159	3,159
	ファミリー・サポート・センター	3,898	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	計	11,431	9,433	9,433	9,433	9,433	9,433
過不足②ー①		5,928	3,318	3,076	2,834	2,592	2,350

● トワイライトステイ事業

平成30年度より、要支援家庭を対象とした夜間までの一時預かり事業「トワイライトステイ事業」を実施しています。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量の見込み	192	200	200	200	200	200
② 確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

9 病児・病後児保育事業

事業概要

保育を必要とする病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース、その他の場所において、看護師等が一時的に保育を行います。

区では、保育所併設型3か所、診療所併設型2か所に加え、訪問型病児保育として、ご自宅での病児保育サービスを利用された方へ利用料助成を実施しています。

量の見込みと確保方策

平成28年度より開始した訪問型利用助成が浸透したこともあり、利用される方が増加傾向にあります。施設型の確保方策は実施施設の定員数から、訪問型の確保方策は、これまでの実績を元に算出しています。今後も事業の周知を図り、子育てと就労の両立を支援していきます。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		1,060	1,604	1,876	2,148	2,420	2,692
②確保 方策	施設型	2,812	2,812	2,812	2,812	2,812	2,812
	訪問型	379	379	379	379	379	379
	計	3,191	3,191	3,191	3,191	3,191	3,191
過不足②－①		2,131	1,587	1,315	1,043	771	499

提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		509	771	902	1,033	1,164	1,295
②確保 方策	施設型	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
	訪問型	190	190	190	190	190	190
	計	1,544	1,544	1,544	1,544	1,544	1,544
過不足②－①		1,035	773	642	511	380	249

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		551	833	974	1,115	1,256	1,397
②確保 方策	施設型	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458
	訪問型	189	189	189	189	189	189
	計	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
過不足②－①		1,096	814	673	532	391	250

10 子育て援助活動支援事業(小学生のファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

小学生の児童を有する保護者で、児童の預かり等の援助が必要な方(利用会員)と、援助を行うことができる方(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から見込み量が算出できなかったため、実績から見込み量を算出しました。引き続き、利用者のニーズに沿った相互援助活動を支援していきます。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み 需要量	低学年	995	950	950	950	950	950
	高学年	46	50	50	50	50	50
	計	1,041	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保方策		2,119	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
過不足②-①		1,078	20	20	20	20	20

11 妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時必要な医学的検査を実施する事業です。

妊婦に必要な健康診査を都内の医療機関・助産所に委託し、妊娠届提出の際に妊婦健康診査(14回分)・妊婦超音波検査(4回分)・妊婦子宮頸がん検診の受診票を交付しています。また、里帰り等により受診票が利用できない医療機関で受診された場合は、妊婦健康診査費用を助成しています。

量の見込みと確保方策

翌年度の0歳児推計人口より妊婦健診対象者数を算出し、見込み量としました。引き続き妊婦が定期的に必要な健診を受けることができるよう、医療機関等へ委託実施していきます。

(単位:上段/人、下段/件)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	2,211	2,208	2,202	2,209	2,217	2,215
	24,590	25,392	25,323	25,404	25,496	25,473
②確保方策	都内医療機関等への実施委託を特別区・市町村と東京都医師会・助産師会との集合契約により確保します。					

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。

量の見込みと確保方策

給付対象者への必要な支援を行いすべての子どもの健やかな成長を支援していきます。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

1 新規参入施設等への巡回支援

事業概要

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業へ新規参入する事業者に対し、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

量の見込みと確保方策

平成29年度より元公立保育園の保育士による巡回支援を開始しており、新規参入施設だけではなく、既存園を含むすべての保育所の定期巡回指導を実施しています。今後も、安心・安全な保育を提供できるよう、継続的に相談・助言・指導を実施していきます。

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施体制	巡回指導員 (元公立保育園長5名)	巡回指導員(公立保育園経験者6名)				

2 認定こども園特別支援教育・保育経費

事業概要

私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助します。

量の見込みと確保方策

給付対象者を適切に把握し、必要に応じて補助を行っていきます。

14 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯へ支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、児童虐待を未然に防止することを目的とします。

● 育児支援ヘルパー事業

保護者の体調不良などで手助けが必要なご家庭に、産後概ね2年間ヘルパーを派遣します。

量の見込みと確保方策

民間事業者へ委託し、事業を実施しています。ここ数年は一般枠と要支援家庭枠とがそれぞれ増減を繰り返している状況です。児童相談所からの地域での見守りの要素も踏まえ、今後の増加によって、体制強化を図っていきます。

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	3,874	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
②確保方策	実施機関:子ども家庭支援センター 委託団体等:民間事業者9社					

15 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

量の見込みと確保方策

本区においては未実施の事業であり、国が示すガイドライン等を踏まえ、取り組むべき内容や事業のあり方等の検討を進めます。

16 親子関係形成支援事業

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

量の見込みと確保方策

需要量の見込みは、令和5年度実績を元に算出し、確保方策は、参加者10名の講座を計54プログラム実施するため540人としました。

(単位:人)

区全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	480	480	480	480	480
②確保方策	540	540	540	540	540

17 こども誰でも通園制度

事業概要

保護者の就労要件を問わず、生後満6か月以上から3歳未満の未就園児が保育所などの施設を時間単位で利用できる制度です。

年齢の近い子どもや保育士と関わることで成長発達に豊かな経験をもたらすとともに、保護者には面談等により子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

量の見込みと確保方策

人口動態の変化や保育ニーズが多様化する状況を踏まえ、すべての利用希望者の受け入れ枠を確保していきます。整備にあたっては、令和8年度の本格実施に向け、既存施設を有効活用し、安心して利用できる環境整備を図ってまいります。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①需要量の見込み	0	0	0	38	20	35	38	20	36	38	20	35	39	20	35
②確保方策	0	0	0	38	20	35	38	20	36	38	20	35	39	20	35
過不足②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

● 提供区域別

東部地域	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①需要量の見込み	0	0	0	20	11	20	20	11	20	20	11	19	21	11	19
②確保方策	0	0	0	20	11	20	20	11	20	20	11	19	21	11	19
過不足②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

西部地域	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①需要量の見込み	0	0	0	18	9	15	18	9	16	18	9	16	18	9	16
②確保方策	0	0	0	18	9	15	18	9	16	18	9	16	18	9	16
過不足②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

18 産後ケア事業

事業概要

生後1歳までの産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケアと育児支援のほか母子の健康増進に必要な支援を行います。

量の見込みと確保方策

令和5年度までの実績の伸び率をふまえて需要量を見込んでいます。出生数や需要に応じて委託施設を適切に確保し、母子とその家族が安心して健やかな子育てができるように支援します。

区全域		単位	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み(利用日数)		日	806	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
②確保方策	委託施設(宿泊型)	か所	9	9	9	9	9	9
	委託施設(通所型)	か所	-	5	5	5	5	5
	訪問型(委託助産師)	人	-	10	11	12	13	14

19 妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊娠届出時の面接相談(ゆりかご面接)、妊娠後期のアンケートをもとにした電話や面接相談、出産後のこんにちは赤ちゃん事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、包括的に相談支援を実施します。

量の見込みと確保方策

ゆりかご面接、妊娠後期アンケート、こんにちは赤ちゃん事業の活用をして情報提供や相談対応を行なうとともに必要な支援につないでいきます。

● ゆりかご面接および妊娠後期アンケート

(単位:人)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		2,132	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
② 方確保 策保	助産師	8	8	8	8	8	8
	地区担当保健師	17	17	17	17	17	17

● 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

(単位:人)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		1,847	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
② 方確保 策保	委託助産師	18	18	18	18	18	18
	地区担当保健師	17	17	17	17	17	17

【 7 】 教育・保育の一体的提供及び 推進に関する体制の確保内容

- 区では、安心して子育てができる魅力あるまちづくりを推進するため、幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、各家庭のニーズに応じた支援を行うことにより、子育て世帯の不安感や負担感を軽減し、子どもが健やかに成長できるよう支援していきます。
- 公立・私立幼稚園、保育園などの垣根を超えて質の高い教育・保育を提供し、子どもの充実した経験や学びが小学校の生活、学習へとつなげるため、どの幼児教育施設でも活用できる0～5歳児を対象とした共通のプログラム「就学前教育共通プログラム」を策定します。
- 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う認定こども園について、利用者のニーズを的確に捉えながら、既存園からの移行を含めて、設置を検討していきます。
- 「豊島区保育の質ガイドライン」を踏まえ、区内で保育に関わる全ての保育者、事業者、保護者との共通理解を図り、豊島区全体の保育の質向上に向けた取組を行います。
- 私立認可保育所及び地域型保育事業に対し、指導検査を実施するとともに、認可外保育施設に対し、立ち入り調査を実施しています。
- 区では区立保育園勤務経験者による保育巡回に取り組んでいます。通常の保育訪問のほかに保護者等からの相談及び要望等が多い施設を巡回し、事実確認等を踏まえて助言を行っています。今後、幼児教育の豊富な知見や実践経験を持つ者が各幼稚園を巡回し、助言指導を行う「幼児教育アドバイザー」の導入を検討します。
- 教育や保育に関わる職員の専門性を高め、資質の向上を図るための研修・OJT の機会を確保していきます。また、地域の課題を共有し、子ども関連施設の連携強化を図るため、地域合同子ども研修を実施します。
- 教育・保育に関する施策を総合的に実施するための体制整備を図ります

【 8 】 子育てのための施設等利用給付の 円滑な実施の確保内容

- 幼児教育・保育無償化に伴う新たな給付である「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給が確保できるよう、実施方法の検証及び改善を進めます。
- 申請に係る対応窓口の一元化や、既存の給付・補助制度との一体的な申請方法等を検討し、保護者や施設の負担軽減を図ります。

【 9 】 特別な配慮が必要な児童への支援

- 障害児など特別な支援が必要な子どもも、障害児施策等と連携を図りながら、教育・保育施設、地域型保育事業において受入れを行っています。今後も児童の状況に応じ、従事職員の加配や事業者への補助等、適切な受入体制の確保を図るとともに、巡回子育て発達相談事業等により、施設職員や保護者に対し、専門的な指導助言を行っていきます。
- 医療的ケア児の保育・教育について、受入体制の整備を検討していきます。
- 特別な配慮が必要な児童への支援については、児童発達支援センターが地域の中核的役割を担い、障害福祉課や民間支援団体と連携・協力して、対象児童の状況・状態を丁寧に把握し、適切に社会資源へつなぐとともにインクルージョンを推進していきます。
- 令和10年度に児童発達支援センターは、千川中複合施設への移転を予定しています。医療的ケア児等への対応等について、必要な備品や従事職員の適切な配置など、受け入れ体制の整備をすすめていきます。
- 妊娠期から子育て期への切れ目ない子育て支援を実現するため、千川中複合施設においては、児童発達支援センターと教育センターを同一フロアに配置し、就学前から就学後への移行を円滑に行えるよう相談体制及び連携体制を構築していきます。
- 外国にルーツを持つ子ども、保護者も安心してサービスを利用できるよう、各種広報やホームページの多言語化をはじめ、保育、就学、育児、教育など各種の利用案内や申請書などについて、外国語版を作成しています。また日本語初期指導や日本語指導教室など、それぞれの子どもの状況に合わせた支援を実施していきます。
- 言葉や文化の違いを踏まえ、子ども同士がお互いの良さを認め合えるよう、多様性を受容し、一人ひとりが自分らしく伸び伸びと育つ環境づくりを進めます。